

医療機関向け業務支援システム契約約款

「医療機関向け業務支援システム契約約款」(以下「本約款」といいます。)
は、株式会社 U S E N - A L M E X (以下「当社」といいます。)
が提供する医療機関向け業務支援システム(以下「本システム」といいます。)
及び本システムにより当社が提供する Sma-pa サービス(以下「本サービス」とい
いい、本システムと併せて「本システム等」といいます。)に関する契約
条件を定めたものです。

第1編 総則

第1条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
本ハードウェア	Sma-pa TERMINAL 等 その他の本システムを構成する機器
本ソフトウェア	本システムを構成するプログラム
本機能	本サービスとして提供される機能又はサービス
利用希望者	本システム等の利用を希望する、日本国内に所在する病院又は診療所
本利用契約	利用希望者と当社の間で締結される本サービスの提供に関する契約
利用者	本利用契約を締結した利用希望者
本売買契約	当社を売主、利用希望者又は利用者を買主とする、本ハードウェアの売買に関する契約
申込書	本利用契約又は本売買契約の申込みに利用する当社所定の書面
患者等	利用者から医療の提供を受ける者若しくはその法定代理人又は患者の面会者
本データ	本システム等により取得、創出若しくは収集されたデータ若しくは当該データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ
本設置場所	本ハードウェアの設置場所
Sma-pa アプリ	本ソフトウェアのうち、患者等が本機能を利用するために、そのスマートフォン又はタブレット端末にインストールする必要のある当社の指定するアプリケーション
Sma-pa Web	患者等が本機能の一部をウェブサイト上で利用するために、当社が管理、運営する本サービス提供専用ウェブサイト

第2条 (約款の適用)

- 1 当社は、利用者に対し、本約款に従い本システム等を提供します。なお、本約款に定めのない事項は、書面の交付、当社のウェブサイトへの掲載その他の方法にて利用者に対して提示する約款、規約、仕様書その他の文書(以下「規約等」といいます。)によるものとします。
- 2 本約款は、本利用契約及び本売買契約に適用され、規約等及び申込書とともに各契約の内容となります。
- 3 規約等の規定が本約款の規定に抵触する場合、当該抵触する規定については、規約等の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。
- 4 利用者当社の間で本約款又は規約等の規定に抵触する契約が締結された場合には、当該抵触する規定については、当該契約の規定が本約款及び規約等の規定に優先して適用されるものとします。

第3条 (約款の変更)

- 1 当社は、次に掲げる場合には、当社の裁量により、本約款を変更する場合があります。
 - (1) 本約款の変更が、利用者一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、本利用契約及び本売買契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 本約款を変更する場合には、当社はその変更後の内容と効力発生日を当社のウェブサイトに掲載して周知します。変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
- 3 本約款の変更の効力発生日以降に利用者が本システム等を利用した場合には、当該利用者は本約款の変更同意したものとみなされます。

第4条 (契約の成立)

- 1 本利用契約は、利用希望者が必要事項を記入した当社所定の書面(以下「申込書」といいます。)を当社に提出して申込み(以下「利用申込」といいます。)、当社が利用申込を承諾した場合に、当該申込書記載の申込日をもって成立するものとします。なお、利用申込をした場合には、利用希望者は本利用契約の内容である本約款及び規約等の内容を承諾したものとみなされます。

- 2 当社は、次の各号に該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。利用希望者は、当該不承諾について、理由の開示、異議、損害賠償など何らの請求も当社に申し立てないものとします。
 - (1) 申込書に記入漏れその他不備があった場合
 - (2) 当社が必要と判断する資料を利用希望者が提出しない場合
 - (3) 利用希望者が過去に当社が提供する他のサービスの提供の停止、当該他のサービスに係る契約の解除等を受けたことがある場合又はそのおそれのある場合
 - (4) 利用希望者が他人又は架空の情報を使って利用申込を行った場合
 - (5) 他の債務の支払遅延、患者等からの苦情、行政機関からの指導その他の事由により、利用希望者の信用性が疑わしい場合
 - (6) 当社が提供した情報の著作権その他の知的財産権について当社又は正当な権限を有する第三者の権利を侵害する行為を行ったことがある場合
 - (7) 利用希望者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団員その他これらに準ずる者その他暴力、威力、脅迫的言辭若しくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人を言います。以下同じとします。)に所属又は関係していると判明した場合
 - (8) 次条に反する疑いがある場合
 - (9) 利用希望者に本システム等を提供することが技術上著しく困難である場合
 - (10) 本システム等の提供が当社の業務の遂行上支障がある場合
 - (11) その他利用申込の承諾が不適切であると判断した場合
- 3 当社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により事業を承継させる場合には、利用者の承諾を得ることなく、本利用契約の契約上の地位又は本利用契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。
- 4 前各項の規定は、本売買契約に準用するものとします。

第5条 (利用者の表明及び保証)

利用者は、当社に対し、本利用契約締結日において次に掲げる事由が事実であることを表明し、かつ保証するものとします。

- (1) 利用者が、日本法に基づき適法に設立されて有効に存在する医療法人等の法人であり、本利用契約の締結及び履行に関する一切の権限を有していること。
- (2) 利用者の本利用契約の締結及び履行が、次の事項に反しないこと。
 - イ 利用者の定款その他の内部規則
 - ロ 利用者に適用される法令、法規命令及びガイドライン
 - ハ 利用者若しくはその財産を拘束し、又はその財産に影響を及ぼす命令、判決、決定及び令状
- (3) 利用者の本利用契約の締結及び履行が、法令上又は利用者の内部手続上必要とされている手続を適法に充足していること。
- (4) 本利用契約に基づく利用者の債務が、適法、有効かつ拘束力のあるものであり、一般的に債権者の権利の強制執行可能性に影響を与える適用ある法律の制約に服するほか、利用者に対しその条項に従って履行を強制することが可能であること。
- (5) 第35条に定める事由が発生していないこと及び当該事由が潜在的に存在しないこと。
- (6) 本利用契約の締結が、利用者の詐欺的意図又は不法な目的に基づきなされたものではないこと。
- (7) 利用者が本利用契約の申込みに際して当社に提供した情報がすべて真実であること。
- (8) 本システム等の導入の可否(当社の委託先としての適切性を含みます。)は、利用者に適用される法令、法規命令及びガイドライン(「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」を含みますがこれらに限られません。)に基づき、必要に応じて当社の十分な協力を得て、自己の責任において判断したものであること。

第6条 (本利用契約の単位)

- 1 本利用契約は、一の本機能ごとに、一の本利用契約を締結するものとします。ただし、二以上の本機能であっても、第11条に定める利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)が同一の予定の場合には、一の本利用契約によることができるものとします。
- 2 二以上の本機能を対象にして一の本利用契約を締結している場合において、当該本利用契約の一部の解約(一の本機能の利用を中止することをいいます。)をするときは、第35条第1項から第3項までの各規定を準用するものとします。

第7条 (有効期間)

- 1 本利用契約の有効期間は、別段の定めがある場合を除き、本利用契約の成立日から、利用開始日を起算日として1年が経過する日までとします。
- 2 有効期間は、満了日の2箇月前までに利用者が書面により異議を述べない場合には、同一条件にて1年間延長するものとし、その後も同様とします。

第8条（本システム等の内容）

- 1 本システム等の内容は、当社が定めるものとし、当社が利用者に提供する本システム等は、本利用契約又は本売買契約に定めるものとします。
- 2 利用者は、本サービスの利用に必要な機器、インターネット接続サービスその他のサービスのうち本利用契約及び本売買契約に含まれないものがある場合には、これを利用者の責任及び負担により調達するものとします（以下調達したものを「利用者調達機器等」といいます。）。
- 3 当社が利用者に提供する本システム等の内容の変更は、新たな本利用契約又は本売買契約の締結により行うものとします。
- 4 本機能は、次に掲げるものとし、利用希望者及び利用者は、利用申込において希望する本機能を指定するものとします。ただし、Sma-pa Webにより提供する本機能は、以下の各号に定める機能のうち、当社が別途指定する機能に限定されるものとします。
 - (1) 再来受付機能
 - (2) 保険証確認機能
 - (3) 後払い機能
 - (4) Sma-pa DISPLAY 機能
 - (5) デビット・クレジット決済機能
 - (6) データセンタ利用
 - (7) 面会受付
 - (8) 初診受付
 - (9) Sma-pa Messaging 機能
 - (10) マイナタッチ連携機能
 - (11) その他当社の定める機能

第9条（業務委託及び第三者サービスの利用）

- 当社は、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、本利用契約又は本売買契約に基づく業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとし、当社が必要と認めた場合には、本利用契約又は本売買契約に基づき取得した情報を、委託した業務の遂行に必要な範囲で当該第三者に対して提供することができるものとします。
- 2 利用者は、当社が必要と認めた場合には、本機能の提供のために第三者（以下「関連事業者」といいます。）が提供するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）を利用すること及び次に掲げる事項にあらかじめ同意するものとします。
 - (1) 第三者サービスの利用に必要な利用者の情報を関連事業者に提供すること。
 - (2) 第三者サービスに関する定型約款が適用されることに同意し、その定型約款においてその利用者が禁止されている行為を行わないこと。
 - (3) 第三者サービスについて関連事業者が免責される事項については、当社を免責すること。
 - (4) 第三者サービスの利用に必要な料金を当社の定めるとおりに支払うこと。
 - (5) 第三者サービスについて関連事業者が品質保証制度を定めている場合には、当該関連事業者が自ら定める保証基準に達背したことを認めたと時のみ前号の料金を減額すること。
 - (6) 第三者サービスの最低利用期間が経過する前に利用者が当該第三者サービスを必要とする本サービスに係る本利用契約を解約したときは第35条若しくは第36条に基づき解除されたときは、当該最低利用期間の残存期間（解約日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までをいいます。）に、解約日の前日における第4号の料金を乗じて得た額を解約違約金として当社の定めるとおりに支払うこと。
 - (7) 利用者が第三者サービスに関する定型約款に違反したことにより違約金が発生したときその他当社に損害が生じたときは、その違約金の負担及び損害の賠償をすること。

第10条（本システムの引渡し）

- 1 当社は、本売買契約に従い、本ハードウェアを納入します。
- 2 当社は、本利用契約に従い、本ハードウェアの設置その他の本サービスの提供に必要な作業を実施します。
- 3 利用者は、前項に定める作業の完了後直ちに検査を行うものとします。ただし、納入した本ハードウェアに対し前項に定める作業を必要としない場合には、当該検査は、本ハードウェアの納入後直ちに行うものとします。
- 4 利用者は、前項に定める検査により本利用契約又は本売買契約との不一致を発見した場合には、遅滞なく当社にその旨を書面により通知するものとします。当社は、当該通知を受領した場合には、利用者と協議をして定めた期間内に適切な措置を行うものとします。
- 5 本ハードウェアの納入後3営業日以内に利用者から何ら検査結果の通知がなされない場合には、当該本ハードウェアの検査は、当該作業完了日をもって合格したものとみなされます。

第11条（利用開始日）

当社は、本サービスの利用が可能になったときは、利用者に対し、その日を利用開始日として通知するものとします。

第12条（所有権の移転）

本ハードウェアの所有権は、本売買契約に別段の定めがある場合を除き、利用者から当社に対する当該本ハードウェアの売買代金の支払いが完了した時に、当社から利用者に移転するものとします。

第13条（担保責任）

本ハードウェアに、それを利用する本サービスの利用開始日から6箇月以内に、第10条に定める検査では発見することのできない本利用契約又は本売買契約との不一致が発見された場合には、利用者は、当社に対し修補に限り請求することができるものとします。

第14条（利用環境の維持等）

- 1 利用者は、利用者の責任及び負担により、本ハードウェアの納入の前に、当社の定める基準に基づいて本ハードウェアの設置場所、利用者調達機器等その他の利用環境及びこれを維持するために必要な機器、人員その他一切を用意し、本利用契約の有効期間中、当社による本サービスの提供に支障をきたさないようにこれを維持するものとします。
- 2 利用者は、コンピュータウイルスの感染、不正アクセスその他の情報セキュリティ上の脅威にさらされる本ハードウェアに対し、その引渡しを受けた後遅滞なく、必要な予防措置を講じるものとします。
- 3 本システム等の利用に要する電力、電気通信サービスその他の費用及び消耗品は、利用者が負担するものとします。
- 4 利用者は、本システム等を設置場所においてのみ利用するものとします。

第15条（認証情報の管理）

- 1 利用者は、本システム等の利用に必要なユーザーID、パスワードその他の認証情報（以下「本認証情報」といいます。）を当社から提供された場合には、本認証情報を厳重に管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
- 2 利用者は、本認証情報のうちパスワードを定期的に変更するものとします。
- 3 利用者は、本認証情報を第三者に知られた場合又は第三者によって利用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨を連絡し、当社から指示を受けたときはこれに従うものとします。

第16条（知的財産権）

本システム等に関する知的財産権は、当社又は第三者に帰属します。本利用契約又は本売買契約の締結により、当該知的財産権が当社又は当該第三者から利用者に移転することはありません。

第17条（本ソフトウェアの使用許諾）

- 1 当社は、利用者に対し、本利用契約の有効期間中に限り、本ハードウェアにおいて本ソフトウェア（Sma-pa アプリを除きます。）を使用する非独占的で譲渡不能かつ再許諾不能な権利を許諾します。
- 2 本ソフトウェアに第三者が権利を有するソフトウェア又はオープンソースソフトウェア（以下総称して「第三者ソフトウェア」といいます。）が含まれる場合には、第三者ソフトウェアの使用は、当該第三者ソフトウェアの権利者の定めるライセンスに従い許諾されるものとします。

第18条（本ソフトウェアのアップデート）

- 1 当社は、本ソフトウェアに発見された不具合を修正する義務を負うものではありませんが、当社又は第三者ソフトウェアの権利者の裁量にて、本ソフトウェアの一部を更新若しくは本ソフトウェアに発見された不具合の修正のために本ソフトウェアのアップデートを行うプログラムを提供することがあります。なお、当該プログラムは、本ソフトウェアとなります。
- 2 利用者は、利用する本ソフトウェアについて前項に定めるプログラムが提供された場合には、速やかにインストールを行うものとします。
- 3 当社は、本ソフトウェアのアップグレード（バージョンアップ）を提供する場合には、当該アップグレードの内容、利用料金その他提供条件を利用者に案内します。

第19条（本データの取扱い）

- 1 利用者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める個人情報をいいます。以下「個人情報」といいます。）であって、本データのうち患者等から取得されるものについて、個人情報取扱事業者（個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者をいいます。）としての義務を負うものとします。
- 2 本データのうち、創出された当該本データの利用、開示、譲渡（利用許諾を含みます。）及び処分を含む当該本データに係る一切の利用権限は、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、当社が有するものとします。

第20条（バックアップ）

当社は、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、利用者が本ハードウェアその他の本システムに設定した情報及び本データを保存する責任を負わないものとします。

第21条（禁止事項）

- 1 利用者は、本システム等の利用に際して、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本システム等の用途と異なる目的での本システムの利用
 - (2) 本サービスの利用以外の目的での本システムの利用
 - (3) 本ソフトウェアの複製（ただし、本利用契約において明示的に許諾された場合を除きます。）、改変、二次的著作物の創作、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試行又は他のソフトウェアとの結合
 - (4) 当社又は第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害し、若しくは侵害するおそれのある行為
 - (5) 当社が利用権限を有する本データを、本利用契約に基づき許諾された範囲を超えて利用、開示、譲渡、利用許諾その他の処分をする行為
 - (6) 虚偽、不完全若しくは不正確な情報を本システムに登録する行為
 - (7) 当社若しくは第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布する行為
 - (8) 本システムに支障を与える行為、本システムの不具合を意図的に利用する行為その他の本システム等の運営又は他の利用者による本システム等の利用を妨害し、又は支障を与える行為
 - (9) 個人情報（患者等の利用履歴情報を含みます。）を不正に取得、開示又は提供する行為
 - (10) 不正アクセス、他の利用者の本認証情報の利用、複数の本認証情報の付与を受ける行為その他これらに類する行為
 - (11) 法令、法規命令、判決、決定、命令又は監督官庁の定めるガイドラインその他行政規則に違反する行為
 - (12) 公序良俗に反する行為又は犯罪行為に結び付く行為
 - (13) 当社又は第三者を誹謗中傷し、若しくはその名誉若しくは信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為
 - (14) 前各号に掲げる行為を援助又は助長する行為
 - (15) 前各号に掲げる行為を第三者に行わせる行為
 - (16) 当社との契約に違反する行為
 - (17) その他利用者へ本システム等の提供を継続することが不適切であると当社が判断するにいたる行為
- 2 当社は、利用者が前項に違反した場合には、本システム等の提供中断その他の必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。なお、当社は、当該違反を防止又は是正する責任を負わないものとします。

第22条（本システム等の提供中断）

- 1 利用者について第35条第1項各号に掲げる事由が場合において、当該事由が解消される可能性があるときは、当社は、あらかじめ利用者に告知することなく、当該事由が解消されるまで、本システム等の全部又は一部の提供を中断できるものとします。
- 2 次に掲げる場合には、当社は、あらかじめ利用者に告知することなく、一時的又は一定期間、利用者に本システム等の全部又は一部の提供を中断できるものとします。
 - (1) 本システムの保守、工事を定期に、又は緊急に行うとき。
 - (2) 第29条第5項に定める事由が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 利用者調達機器等の稼働が停止したとき。
 - (4) 本システムに障害その他やむを得ない事由が生じたとき又はそのおそれのあるとき。
 - (5) 本システム等の提供を規制する法令の制定改正又は裁判所の判決等があったとき。
 - (6) その他本システム等の提供を中断することが望ましいと判断する事由が生じたとき。

第23条（本システム等の提供の終了）

当社は、やむを得ない事由により、相当な期間前に利用者に通知して、本システム等の全部又は一部の提供を終了することができるものとします。この場合には、当該終了する本システム等に係る本利用契約の全部又は一部は当該終了日をもって終了するものとします。

第24条（料金）

- 1 本利用契約に基づき利用者が当社に支払うべき料金（以下「利用料金」といいます。）は、当社が見積書により利用希望者に提示し、申込書に定めた金額とします。
- 2 利用料金のうち月額利用料（以下「月額利用料」といいます。）は、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、利用開始日が属する月の翌月1日（利用開始日が月の1日のときは同日）から本利用契約が終了（第35条又は第36条に基づく解除を含みます。以下同じとします。）する日が属する月まで発生するものとします。
- 3 月額利用料金の日割計算は、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、行わないものとします。
- 4 利用者が本システム等の利用を開始しない場合若しくは利用を中断した場合又は第21条第2項に基づく本システム等の提供中断若しくは第22条に定める本システム等の提供中断があった場合であっても、利用者は利用料金を支払う義務を負うものとします。
- 5 当社は、本利用契約の有効期間中であっても、当該本利用契約に定め

る月額利用料が経済情勢の変化、本システム等の内容の変更その他の事由により不適当となった場合には、利用者へ通知することにより当該月額利用料を変更することができるものとします。この場合には、月額利用料の変更は、当該通知に定める日から適用されるものとします。

第25条（代金その他費用）

本ハードウェアの売買代金、配送費、設置費用、設定費用その他費用（以下総称して「代金等」といいます。）は、本売買契約に定めるとおりとします。

第26条（支払方法）

- 1 利用者は、別途当社が送付する請求書に従い、利用料金及び代金等を当該請求書の発行日の属する月の翌月末日までに振込みにより支払うものとします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。
- 2 前項に定める支払期限が金融機関の休業日の場合には、その翌営業日までに支払うものとします。
- 3 利用者は、利用料金又は代金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から起算して完済した日の前日までの期間について、年14.6%の割合（1年を365日として計算します。）により算定した遅延損害金を当社に支払うものとします。

第27条（通知）

- 1 本利用契約に基づく通知は、すべて書面により、本利用契約に基づき行われるものであることを明確に示されるものとし、受取人たる相手方があらかじめ届け出た宛先に、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとします。なお、本利用契約の各当事者は、相手方に対し宛先の変更を行うことにより、宛先を変更することができるものとします。
 - (1) 簡易書留郵便、書留郵便又はこれに準ずる方法
 - (2) ファクシミリ通信又は電子メール。ただし、正本を前号に定める方法で相手方に速やかに交付しなければならないものとします。
- 2 前項の通知の効力発生時点は、ファクシミリ通信による場合は受信が確認された時点とし、その他の方法による場合には実際に受領された時点とします。
- 3 利用者は、次に掲げる場合には、直ちに当社に対しその旨を書面により通知するものとします。
 - (1) 本利用契約の申込書に記載した事項に変更を生じた場合
 - (2) 第35条第1項に掲げる事由その他本利用契約に定める重大な義務違反が生じた場合又はそのおそれがある場合
 - (3) 利用者の資産及び経営状況に重大な変化を生じた場合又は時間の経過によりかかる重大な変化が生じる可能性がある場合
- 4 前項の届出を怠ったために、本利用契約に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなすものとします。
- 5 利用者、その代理人又はその承継者は、本利用契約及び本利用契約に関連する文書又は届出の印章の喪失した場合、遅滞なくその旨を書面により当社に届け出て、当社の指示に従うものとします。なお、当該手続が遅れたため生じた損害については、当社はその責任を負わないものとします。

第28条（利用者の一般的誓約事項）

利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 当社が合理的な理由により請求した場合には、利用者の資産及び経営の状況に関する調査に可能な範囲で協力すること。
- (2) 当社に対して正確な情報を開示すること。
- (3) 公租公課の支払を怠らないこと。
- (4) 利用者の会計処理に関し、一般的に公正妥当と認められる会計原則に従って、適切な会計処理を行うこと。
- (5) その他利用者に適用のある法令を遵守すること。

第29条（責任の範囲）

- 1 利用者は、利用者自身の責任において本システム等の利用を行うものとし、本システム等の利用によって利用者若しくは第三者に損害が生じた場合又は利用者若しくは第三者の間に紛争が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本システム等が利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、正確性若しくは有用性を有すること、第三者の知的財産権を侵害しないこと、事実上若しくは法律上の瑕疵がないこと又は不具合が生じないことその他本利用契約に明示的に定められていない事項について一切の保証を行わないものとします。
- 3 当社は、本ソフトウェアを現状有姿のまま提供し、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、本ソフトウェアについて一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本データ及び Sma-pa アプリの正確性、有用性、完全性又は可用性について一切の保証を行わないものとします。
- 5 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、電気通信回線障害、政府の規制その他当社の支配することのできない事由により本システムに滅失若しくは毀損又は本利用契約若しくは本売買契約の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能若しくは不完全履行が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

- 6 利用者調達機器等その他当社の同意を得て、利用者が管理する機器若しくは利用する権限を有するサービスを本システムの一部として、若しくは本システムと連携して利用した場合において、当該機器又はサービスに起因して生じた本システム等の不具合、利用不能その他の支障により利用者又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 7 本利用契約の定めるところにより本システム等の全部若しくは一部の提供を中断又は終了した場合において利用者又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 8 当社は、いかなる場合も、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益その他本利用契約に明示的に定められていない責任について一切の責任を負わないものとします。
 - 9 当社は、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、本利用契約に基づく自己の債務の不履行により利用者へ損害が生じた場合には、当該損害発生時における月額利用料の1箇月分相当額を上限として損害賠償請求に応じるものとします。また当社は、本売買契約に別段の定めがある場合を除き、本売買契約に基づく自己の債務の不履行により利用者へ損害が生じた場合には、当該売買契約の代金等の額を上限として損害賠償請求に応じるものとします。
 - 10 当社による利用申込の承諾は、利用希望者が本サービスの利用に必要な電気通信設備その他の動作環境が本設置場所にあることを保証するものではありません。
- (1) 利用者への本サービスの提供
 - (2) 利用者の管理
 - (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - (4) 料金の請求に関する業務
 - (5) 利用者からの問合せへの対応業務
 - (6) 当社が発行するメールマガジンの配信
 - (7) 当社及び第三者のサービスなどの広告、宣伝、お知らせ、販売の勧誘（Eメール等）及び斡旋
 - (8) キャンペーン、懸賞企画、アンケートその他の本サービスに関する業務
 - (9) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
 - (10) 企業 PR 活動、各種事業に関するアンケート調査、モニター調査
 - (11) 本システムの設置、修理、点検、アフターサービス
 - (12) 本サービスをより良く充実したものにしたうえで提供
 - (13) 利用者との取引、契約の適切かつ円滑な履行
- 4 当社は、本利用契約の終了後において、個人情報を次に掲げる目的で保有し利用します。
 - (1) 当社サービスのお知らせ及び斡旋
 - (2) 企業 PR 活動、各種事業に関するアンケート調査、モニター調査、お問い合わせへの回答
 - (3) 当社商品及びサービスをより良く充実したものにしたうえでの提供

第30条（損害賠償）

- 利用者は、本システム等の利用、本利用契約若しくは本売買契約に定める条項の違反又は利用者の責めに帰すべき事由に起因する第三者による本システム等の不正利用により、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は当該第三者が被った一切の損害（訴訟費用及び弁護士費用等を含みます。）を賠償するものとします。
- 2 前項の場合において第三者が被った損害を当社が賠償したときは、利用者は、当社が賠償した額を当社に賠償するものとします。
 - 3 本利用契約に別段の定めがある場合を除き、本利用契約に関し当社の責めに帰すべき事由により利用者へ損害が生じた場合には、当社は、利用者に対して、利用者が被った損害（訴訟費用及び弁護士費用等を含みます。）を、1箇月分の利用料金相当額を上限として賠償するものとします。

第31条（秘密情報）

- 利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ることなく、本利用契約及び本売買契約に関して、各契約の履行又は本サービスを通じて当社から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データその他の当社の技術上、営業上、業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、本サービスの利用その他本利用契約又は本売買契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
 - 3 利用者は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合には、当該役職員又は第三者に本約款と同等の守秘義務を課するとともに、当該役職員（退職又は退任後も含みます。）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
 - 4 利用者は、秘密情報に関するすべての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものを含みます。）及びそれらの複製物（以下「秘密書類」といいます。）を他の資料や物品と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管するものとします。
 - 5 利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ることなく、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
 - 6 利用者は、本利用契約が終了し、又は解除された場合には、速やかに当社の指示に従い、すべての秘密書類を当社に返還し、又は破棄するものとします。

第32条（個人情報）

- 当社は、本利用契約及び本売買契約に基づき取得した利用者の個人情報に関し、個人情報保護法並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
- 2 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い、個人情報を漏えい、滅失又は毀損から保護するために必要かつ適切な措置を講じます。
 - 3 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うほか、個人情報を次に掲げる目的で保有し利用します。

- 5 当社は、次に定める共同利用の目的の範囲内において、個人情報を次のとおり共同利用します。
 - ・共同利用する個人データの項目
顧客の氏名、住所、電話番号、ファクシミリ、生年月日、E-mail アドレス
 - ・共同利用する者の範囲
当社の親会社である株式会社 U-NEXT HOLDINGS 及びそのグループ会社（<https://unext-hd.co.jp/company/profile.html>）
 - ・共同利用する者の利用目的
当社の親会社である株式会社 U-NEXT HOLDINGS 及びそのグループ会社の各事業に関連した商品、サービス及びそれらに関する情報を提供するため並びに新しい商品、サービスの研究及び開発のため
 - ・個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
株式会社 U S E N - A L M E X
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
代表取締役社長 坪井将之
- 6 利用者は、次に掲げる場合には、当社が個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。また、当社は、患者等の個人情報のうち、氏名、利用金額、クレジットカード番号、口座番号を、商品又はサービスの料金等の請求及び収納の目的で GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMO-PG」といいます。）、トヨタファイナンス株式会社（以下「TF」といいます。）その他の金融機関に、文書又は電子データにより提供することがあります。
 - (1) 利用者の同意が得られたとき。
 - (2) 法令等に基づくとき。
 - (3) 犯罪捜査その他の法律手続の中で開示を要請された場合又は消費者センター、弁護士会その他の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けたとき。
 - (4) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示するとき。
- 7 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い、本約款に定める利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合があります。なお、委託先については、個人情報の適正な管理体制を備えている機関のみを選定し、かつ適正な管理を求めるための契約を取り交わしたうえで委託します。
- 8 当社は、当社の親会社である株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS 及びそのグループ会社が提供するサービスをご利用される欧州連合（アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含み、以下「EU」といいます。）に在住する者から取得する個人情報について、当社が定める利用目的の達成のために、EU 域外の国（主として日本ですが、これに限られません。）に移転して取り扱う場合があります。EU 域外の国においては GDPR (General Data Protection Regulation :EU 一般データ保護規則) と同様のデータ主体の権利が認められない場合がありますが、個人情報の保護に関する十分な措置を確保いたします。
- 9 当社は、当社の運営するウェブサイトを利用する者のプライバシーの保護、利便性の向上、広告の配信及び統計データの取得等のため、Cookie を使用することがあります。また、Cookie を利用して提供を受けた情報のうち、年齢や性別、職業、居住地域など個人が特定できない属性情報（組み合わせによっても特定ができないものに限ります。）や端末情報、当該ウェブサイト内における行動履歴（アクセスした URL アドレス、コンテンツ、参照順等）及びスマートフォン等の利用時における顧客の承諾、申し込みに基づく位置情報を取得することがありますが、Cookie 及び行動履歴等には個人情報は一切含まれておりません。

第33条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ることなく、本利用契約若しくは本売買契約の契約上の地位を移転し、又は本利用契約若しくは本売買契約により生じた権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならないものとします。

第34条（利用者からの解約）

利用者は、解約を希望する日の2箇月前までに書面又は当社の定める方法によってその旨を当社に対して通知し、当社の定める解約に関する手続きを行うことにより、本利用契約を解約することができるものとします。

- 第7条第1項に定める期間に解約する場合には、利用者は、当該期間の満了日までの利用料金の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの利用料金の返金を求めることはできないものとします。
- 本利用契約の成立日の属する月に利用者が解約（その理由を問いません。）する場合には、前項に定める利用料金のほか、成立日の属する月の利用料金（1箇月分）を支払うものとします。
- 二以上の本機能を対象にして一の本利用契約を締結している場合において、当該本利用契約の一部の解約（一部の本機能の利用を中止することをいいます。）をするときは、前各項を準用するものとします。

第35条（期限の利益の喪失及び契約解除）

- 利用者（第9号においては利用者の役員又は幹部職員を含みます。）について次に掲げる事由があるときは、利用者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。
 - 月額利用料金の支払を2箇月遅滞したとき。
 - 本利用契約、本売買契約若しくは当社と締結している他の契約に定める条項に違反し、利用者に対し相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず当該期間内に当該違反が是正されないとき。
 - 本利用契約、本売買契約若しくは当社と締結している他の契約に定める条項に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は支払を停止したとき。
 - 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - 破産、会社更生若しくは民事再生の手続開始の申立てをし、又は申立てがされたとき。
 - 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - 監督官庁から免許又は許可の取消若しくは停止の処分を受けたとき。
 - 民事訴訟若しくは刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含みます。）となり、当社に不利益を与えたとき又はそのおそれがあるとき。
 - その他利用者の財務状況又は信用状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事由が生じたとき。
- 利用者について前項各号に掲げる事由があるときは、当社は、催告をすることなく、直ちに本利用契約又は本売買契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- 利用開始日が属する月の翌月1日（当日を含みます。）から1年を経過する日以前に、当社の責めに帰すことのできない事由により本利用契約が終了した場合（本条第1項又は次条第3項の規定に基づき本利用契約の全部若しくは一部が解除された場合を含みます。以下本条において同じとします。）には、利用者は、月額利用料の金額に12を乗じた金額から支払済の月額利用料を控除した額を違約金として直ちに当社に支払うものとします。また、利用開始日が属する月の翌月1日（当日を含みます。）から1年を経過した日以降に、当社の責めに帰すことのできない事由により本利用契約が終了した場合には、有効期間の残期間の月額利用料等相当額を違約金として直ちに当社に支払うものとします。

第36条（反社会的勢力に関する表明保証）

- 利用者は、利用者、その親会社及び子会社その他関係会社並びにそれらの役員及び従業員等が反社会的勢力でないこと並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ来にわたつても該当しないことを確約するとともに、これらの反社会的勢力との関係を一切持たないことを保証するものとします。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為

- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

- 当社は、利用者が前各項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、利用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、利用者は、これに応じるものとします。
- 利用者が、反社会的勢力若しくは本条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、利用者は、当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならぬものとします。
- 前項の規定の適用により、利用者に損害が生じた場合であっても、利用者は、当社に何らの請求をすることができないものとします。また、当社に損害が生じたときは、利用者がその責任を負います。
- 本条第4項の場合には、当社は、催告をすることなく、直ちに利用者とは締結したすべての契約を解除し、契約の履行の停止その他必要と認められる一切の措置をとることができるものとします。なお、当該契約の解除、契約の履行の停止その他必要と認められる措置等により損害が生じた場合、利用者がその責を負うものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。
- 本条の規定に基づき契約を解除した場合であっても、利用者の当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは当該契約の関連条項が適用されるものとします。

第37条（契約終了後の措置）

本利用契約が解約若しくは解除され、又は終了した場合には、利用者は、直ちに次に掲げる措置を講ずるものとします。

- 本システム等の利用中止
- 本利用契約に別段の定めがある場合を除き、本ソフトウェアの消去、削除その他の消滅の措置
- 当社が貸与した物品がある場合には、当該物品の返還
- 当社が求めた場合には、前各号に掲げる措置を講じたことを証する書面の提出
- 利用料金その他当社との契約に基づき支払うべき金銭のうち未払いの金銭の支払い

第38条（存続条項）

本利用契約終了後も、第16条、第19条、第29条から第40条までの各規定の効力は、利用者及び当社の間で存続するものとします。

第39条（分離可能性）

本利用契約の規定の一部が、法令等により無効又は失効不能と判断された場合であっても、本利用契約のその他の規定は、完全に効力を有するものとします。

第40条（合意管轄）

本利用契約に関する訴訟については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2編 データセンタ利用

第41条（本編の適用）

当社は、データセンタ利用を、第1編に定めるもののほか、本編に定めるところにより、データセンタ利用に係る本利用契約を締結した利用者に対して提供します。なお、本編の規定が第1編の規定に抵触する場合、データセンタ利用において当該抵触する規定については、本編の規定が第1編の規定に優先して適用されるものとします。

第42条（データセンタ利用の内容）

データセンタ利用とは、当社が指定する本機能において、当該本機能の本データの保存その他当該本機能の提供に利用するクラウドサーバ及び当該クラウドサーバへのVPN接続を提供するサービスとします。

第43条（データセンタ利用に係る第三者サービスの利用）

利用者は、データセンタ利用の提供のために当社が次表に掲げる関連事業者の第三者サービスを利用すること及び当該利用には第9条第2項が適用されること及び次に掲げる事項にあらかじめ同意するものとします。

- 最低利用期間は、その第三者サービスに適用される関連事業者の定めた定型約款の規定にかかわらず、その開通日から1年間であること。

関連事業者	第三者サービス
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	「Smart Data Platform サービス」 (https://ecl.ntt.com/kiyaku/)

ヨーンズ株式会社	「Universal One サービス」 (https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan/uno.html)
株式会社 U S E N N E T W O R K S	「USEN 光 plus」 (https://usen-networks.ne.jp/hikaripius/)

第44条（データセンタ利用に関する特則）

データセンタ利用のための月額利用料は、第24条第2項の規定にかかわらず、第三者サービスの開通日から発生し、同条第3項の規定にかかわらず、日割り計算をします。

第3編 後払い機能

第1章 総則

第45条（本編の適用）

当社は、後払い機能を、第1編に定めるもののほか、本編に定めるところにより、後払い機能に係る本利用契約を締結した利用者に提供します。なお、本編の規定が第1編の規定に抵触する場合、後払い機能において当該抵触する規定については、本編の規定が第1編の規定に優先して適用されるものとします。

第46条（定義）

本編において利用する用語は、それぞれ次の意味で利用します。

用語	用語の意味
本関連契約	後払い機能の提供の前前提となる加盟店契約その他当社の指定する契約
電子交付	後払い機能における決済対象となる医療費に関する領収書及び明細書の電磁的方法による提供
領収書・明細書データ	電子交付される領収書及び明細書
領収書・明細書情報	電子交付に必要な情報

第47条（後払い機能の内容）

- 後払い機能とは、当社が利用者及び患者等に提供する医療費の決済に関する次に掲げるサービスとします。
 - カード決済サービス
 - コンビニ後払い決済サービス
 - 当社所定の方法により、利用者の患者等に対する電子交付に係る事務を代行するサービス
- 患者等は、当社の定める「Sma-pa 利用規約」に同意のうえ、Sma-pa アプリ、Sma-pa Web 又は Sma-pa TERMINAL 等によって後払い機能を利用ことができ、利用者は、当該患者等に対し後払い機能を提供することができます。

第48条（不可欠な本機能）

後払い機能の利用希望者は、第2編に定めるデータセンタ利用に係る本利用契約を合わせて締結するものとします。

第49条（本関連契約）

- 後払い機能は、本利用契約のほか、本関連契約に定める条件（決済代金の支払条件、支払日、支払金額を含みますが、これらに限られません。）に基づき提供されるものであり、本関連契約により利用者が被った損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本関連契約の条項又はその契約当事者との合意に基づき、当社の裁量によって本関連契約の全部又は一部を終了（その理由を問いません。以下本条において同じとします。）させ、又はその内容を変更することができるものと、これにより利用者が被った損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本関連契約をその条項に従い誠実に履行するよう努めるものの、本関連契約の有効な成立及び存続を利用者に対して保証するものではなく、本関連契約の終了により利用者が被った損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本関連契約の全部又は一部を終了若しくは変更等又は本関連契約に基づくサービスの全部若しくは一部の提供中断又は提供停止等その他の事情により後払い機能の全部又は一部の提供ができなくなった場合であっても、これにより利用者が被った損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。この場合には、利用者は、自己の責任及び負担により患者等に対して後払い機能が利用できなくなることについて必要な周知を行うものとします。

第50条（電子交付）

- 利用者は、本利用契約に従い、当社に対し電子交付に関する事務を委託するものとし、領収書・明細書情報を当社に提供するものとします。
- 当社は、患者等に対し領収書・明細書データの電子交付が可能になった日から1年を経過した場合には、当該領収書・明細書データ及びそれ

に関する領収書・明細書情報を削除することができ、当該患者等に対し当該領収書・明細書データを電子交付する義務を負わないものとします。

- 前項に定める削除は、当社所定の方法により領収書・明細書データ又は領収書・明細書情報の暗号化キーのみを削除する方法によるものとします。なお、当社は、削除が完了した旨又は当社所定の要件を満たさないことにより削除が完了しなかった旨の通知を患者等に行う義務を負わないものとします
- 利用者は、本条第2項に定める期間経過後に患者等から領収書及び明細書の交付の請求を受けた場合には、自己の責任及び負担により、領収書及び明細書の印刷その他の適切な方法によって当該患者等に対応するものとします。
- 後払い機能に関する本利用契約が終了した場合であっても、当社は、患者等向け約款を内容とする患者等との契約が有効な期間中は、当該患者等の領収書・明細書情報を取り扱うことができるものとし、利用者は、当該患者等の領収書・明細書情報の削除等を当社に請求することはできないものとします。

第51条（監査等）

- 利用者は、当社と別途合意するところにより、当社による後払い機能に関する業務の遂行状況、秘密情報及び個人情報の管理状況に関して監査をし、報告を求めることができるものとします。
- 利用者は、前項による監査又は報告徴求の結果、必要と認める場合には、当社に対し、当社による後払い機能に関する業務の遂行状況、秘密情報及び個人情報の管理状況について改善を求めることができる。

第52条（患者等との紛争解決）

利用者は、後払い機能による取引又は電子交付に関し患者等との間で生じた紛争について、自己の責任及び負担により解決するものとし、かかる紛争について当社は一切の責任を負わないものとします。

第53条（期限の利益の喪失及び契約解除の特則）

- 利用者について次に掲げる事由があるときは、第35条を準用するものとします。
- 本関連契約に違反したとき。
 - 本関連契約に定める解除事由に該当したとき。

第54条（存続条項）

本利用契約終了後も、第50条、第52条及び本条規定の効力は、利用者及び当社の間で存続するものとします。

第2章 カード決済サービス

第1節 総則

第55条（本章の適用）

当社は、本章に定めるところにより、カード決済サービスを提供します。

第56条（カード決済サービスの概要及びサービス提供の条件等）

- カード決済サービスは、次に掲げる契約（その後変更したものを含め、以下「カード決済関連契約」といいます。）に基づき、カード決済関連契約に定めるクレジットカード（以下「カード」といいます。）を所持する患者等（以下本章において「会員」といいます。）が、利用者に対する医療費をカードによって支払うことを可能にするサービスをいうものとします。なお、利用者が第1号に掲げるTFとの間の契約を届け出た場合には、本章第2節の規定が適用されるものとします。
 - 当社がTFとの間で締結した包括加盟店契約その他の契約
 - 利用者がクレジットカード会社との間で締結する加盟店契約その他の契約のうち、利用者が当社に対して届け出て、当社の書面による承認を受けた契約
- カード決済サービスは、次に掲げる条件が全て満たされていることを前提として、提供されるものとします。
 - 利用者が本約款の内容を承諾していること。
 - 利用者がカード決済サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾することにより、利用者との間でカード決済サービスに関する本利用契約が有効に成立し、存続していること。
 - その他当社所定の条件を充足していること。
- 当社及び利用者は、カード決済サービスが円滑に運営されかつ十分に効果を発揮するように協力するものとします。
- 利用者は、当社以外の第三者と締結する加盟店契約その他の契約に基づき当該第三者に届け出るべき事項について、当社に対してもその届出を行わなければならないものとします。

第57条（手数料等）

利用者は、別途当社が定める決済手数料（以下「手数料」といいます。）を、当社が指定する方法にて支払うものとします。

第2節 TF条項

第58条（通信販売の定義）

- 1 通信販売とは、原則として当社の宣伝媒体において、会員がカードの提示及び署名によらずに会員番号、有効期限、会員氏名その他必要な取引事項を書面、電話その他の手段を利用して利用者に伝達することにより商品等の購入等（サービス（医療行為を含みます。）の受益を含みます。以下同じとします。）を申し込み、カードにより当該購入等に係る代金の決済を行う信用販売取引をいうものとします。
- 2 電子商取引とは、前項に定める通信販売のうち、会員がカードの提示及び署名によらずに会員番号、有効期限、会員氏名その他必要な取引事項を第68条に定めるセキュリティのもとで、インターネットその他の通信手段を介して商品等の購入等を申し込み、カードにより当該購入等に係る代金（以下「本件代金」といいます。）の決済を行う信用販売取引をいうものとします。

第59条（利用者の義務）

- 1 加盟契約を申込み利用希望者及び利用者は、申込書への記載その他の当社の指定する手段により次に掲げる情報を届け出るものとします。
 - （1）通信販売に利用する通信手段
 - （2）電子商取引の場合にはURL及び電子メールアドレス
 - （3）取扱いをする商品等
 - （4）その他通信販売上でTFが必要と認める重要な事項
- 2 利用者は、前項に定める情報に変更が生じた場合には、遅滞なく当社に届け出るものとします。なお、当該届出を怠ったことにより通知、送付書類、振込金その他のものが延着し、又は到達しなかった場合であっても、通常到達すべき時に利用者に到達したものとみなされます。
- 3 利用者は、通信販売を行うに際して、TF所定の加盟店標識を掲示するものとします。
- 4 利用者は、カードの取扱い、利用者の業務内容等についてTFより資料の請求があった場合には、速やかにその資料を提出するものとします。
- 5 利用者は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。

第60条（当社の代理権等）

- 当社は、加盟契約に基づくTFと利用者間の取引について利用者の行為すべてを代理するものとします。利用者は、立替金の受領等の本利用契約に関する包括的代理権を当社に授与するものとします。
- 2 利用者は、加盟契約により利用者がTFに対して負担する責任及び一切の債務につき不履行が生じたことにより、当社が当該債務につき一次的責任を負った場合において、当社から当該責任について事前又は事後の求償を求められたときは、直ちにかかる求償に応じるとともに、かかる責任により当社に生じた一切の損害を賠償し、又は一切の損失等を補償するものとします。

第61条（債権譲渡等の禁止）

利用者は、加盟契約に基づきTFに対し有する債権を第三者に譲渡、質入れその他処分をすることができないものとします。

第62条（業務の委託）

- 1 利用者は、あらかじめTFの承認を得た場合を除き、加盟契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。
- 2 TFが業務の委託を承認した場合であっても、利用者は、加盟契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとします。また、業務を委託した第三者（以下「業務代行者」といいます。）が委託業務に関連して、TF又は他の第三者に損害を与えた場合には、利用者は、業務代行者と連帯してTF又は他の第三者に生じた損害を賠償するものとします。
- 3 利用者は、業務代行者を変更する場合には、あらかじめTFに申し出て、TFの承認を得るものとします。

第63条（通信販売に関わる広告）

- 1 利用者は、利用者の負担と責任において、通信販売に関する広告（以下「広告」といいます。）の企画、制作を行うものとします。
- 2 利用者は、広告の制作にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとします。なお、TFからの訂正、削除の申出があった場合には、直ちにその申出に従うものとします。
 - （1）会員の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと。
 - （2）公序良俗に反する表示をしないこと。
 - （3）割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守すること。
 - （4）広告に次の事項を適正に表示すること。
 - イ 利用者の商号、屋号
 - ロ 利用者の所在地
 - ハ 利用者の電話番号、電子商取引においては電子メールアドレス
 - ニ 責任者名及び責任者の連絡方法
 - ホ 商品等の販売価格、送料その他必要とされる料金
 - ヘ 商品等の引渡し時期（サービスにおいては提供時期）
 - ト 本件代金の支払時期及び方法
 - チ 商品等の返品・取消に関する説明
 - リ 電子商取引においては、データを暗号化しても完全に機密性が保持できないことへの注意文言
 - ヌ その他TFが重要と認めた事項

- （5）利用者は、商品等の広告媒体に、代金支払方法としてカードが使用できる旨表示すること。

第64条（取扱商品等）

- 1 利用者は、次の商品等を取り扱うことができないものとします。
 - （1）銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの
 - （2）公序良俗に反するもの
 - （3）第三者の著作権、肖像権、知的著作権等を侵害するおそれがあるもの
 - （4）その他当社又はTFが不適当と認めたもの
- 2 利用者は、旅行商品、酒類、米類その他の販売にあたり許認可を得るべき商品等を取り扱う場合には、あらかじめ当社及びTFの承認を得るものとし、TFが求めた場合には、許認可を証明する関連書類を提出するものとします。また、利用者は、当該許認可を喪失した場合には直ちに喪失した旨を当社及びTFに通知し、当該商品等の通信販売を中止するものとします。
- 3 利用者は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券その他のTFが指定する商品等については、通信販売を行わないものとします。ただし、TFが個別に承諾した場合はこの限りではありません。
- 4 利用者は、ソフトウェアのダウンロードその他発送を伴わない商品等を取り扱う場合には、TFの認めた運用方法により通信販売を行うものとします。

第65条（通信販売）

利用者は、会員が商品等の販売等を求めた場合には、加盟契約に従い、正当かつ適法に会員に対し通信販売を行うものとします。

第66条（通信手段）

加盟契約の対象とする通信販売は、次に掲げる通信手段により行うものとします。

- （1）コンピュータによる通信
- （2）その他当社及びTFの認めた通信手段

第67条（通信販売の方法）

- 1 利用者は、会員から通信販売の申込みがあった場合には、会員より次に掲げる事項を注文票等により受け付け、又は次の事項の記載のあるデータ（以下「申込データ」といいます。）を送信させるものとします。
 - （1）会員の氏名及び住所
 - （2）会員番号
 - （3）カードの有効期限
 - （4）商品等の名称、種類その他商品等を特定できる事項
 - （5）商品等の対価額、付帯費用の支払方法及び数量
 - （6）商品等の本件代金の支払方法
 - （7）商品等の配送先
 - （8）その他TFが必要と認める事項
- 2 利用者は、会員から通信販売の申込みがあった場合には、第69条に定める承認をTFから得たうえで、当該会員がカードを所有している本人であることを善良な管理者の注意をもって確認して通信販売を行うものとします。
- 3 利用者は、原則として決済完了時に、当社を通じて、商品等の名称、数量、本件代金の額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。
- 4 利用者は、TFが会員のカード使用状況等について調査を依頼した場合には、これに協力するものとします。
- 5 2回払い販売、ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売、回数指定分割払い販売について、最低取扱金額を別途当社及びTFが定めた場合には、利用者は、当該最低取扱金額未済で通信販売することはできないものとします。
- 6 利用者は、電子商取引を行う場合には、前五項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - （1）利用者は、会員から電子商取引の申込みを受ける場合には、申込データに関する情報を暗号化するなどあらかじめTFからセキュリティ確保措置、運用方法などの承諾を得るものとします。また会員に暗証番号の送信又は端末操作などをさせないものとします。
 - （2）利用者は、会員から電子商取引の申込みがあった場合には、会員に対し、購入申込み等の仕組みを提示し、会員が会員と利用者との間の商品等の購入成立時及び購入内容を明確に認識できる措置を講ずるものとします。
 - （3）利用者は、会員が電子商取引の申込みを行う際に、申込みの訂正等ができる措置を講ずるものとします。
 - （4）利用者は、会員から電子商取引の申込みを受けた場合において、会員の承諾を得たときに限り、本条第3項に定める書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を、TFが認めた電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法で提供することができるものとします。

第68条（電子商取引におけるセキュリティ保持義務）

- 1 当社及び利用者は、当社及び利用者の保有している会員の情報を含む一切の情報及びシステムを第三者に閲覧、改竄、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで、加盟契約を履行するものとします。
- 2 当社及び利用者は、前項のセキュリティ保持義務が守られず損害が生じた場合には、一切の責任を負うものとし、TFに一切迷惑をかけないものとします。
- 3 当社及び利用者は、申込データ及びそれに対するその後の処理経過を、電子商取引を行うために特別に設けたコンピュータ・ファイル等に取引日ごとに整理して記録するものとします。
- 4 当社及び利用者は、セキュリティ保持措置等につき、TFが情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、その主旨に基づき、セキュリティ保持措置等につき所要の改善を講じなければならないものとし、

第69条（事前承認の義務）

- 1 利用者は、会員より通信販売の申込みを受けた場合には、その全件について、あらかじめTFの承認を求めるとし、承認を得たときは、第70条第1項に定める売上票等の承認番号欄に承認番号を記載するものとします。
- 2 利用者は、CCT（クレジット・センター・ターミナル）等TFが認める端末機（以下「端末機」といいます。）を設置した場合には、TF所定の方法により、加盟契約に関わるすべての通信販売に端末機を使用するものとします。
- 3 何らかの理由（故障、電話回線障害等）により端末機が使用できない場合には、利用者は、すべての通信販売について、その都度TFに連絡をして、あらかじめ承認番号を取得するものとします。
- 4 利用者は、前三項に違反し、TFの承認を得ないで通信販売を行った場合には、当該通信販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。

第70条（売上票の作成）

- 1 利用者は、注文票又は申込データの記載事項に基づき、TF及び当社所定の売上票その他のTF及び当社が認めた売上を証するデータ等（以下「売上票等」といいます。）を作成するものとします。
- 2 利用者は、前項の規定にかかわらず、TFの付与する承認番号及びその取得日とともにその申込データを記録した電子記録媒体を売上票等に代えることができるものとします。
- 3 利用者が売上票等に記載できる金額は、本件代金（税金、送料を含みます。）のみとし、立替金及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、会員に告知し、会員が了承した金額以外は、記載できないものとします。
- 4 利用者は、売上票等の金額訂正、本件代金の分割記載、取扱日付の不実記載等をしてはならないものとします。
- 5 利用者は、TF及び当社所定の売上票以外は使用できないものとします。ただし、あらかじめTFが承認した場合はこの限りではありません。
- 6 TFが交付した売上票は、利用者の責任において保管し、第三者に譲渡してはならないものとします。

第71条（通信販売の円滑な実施）

利用者は、有効なカードを利用した会員に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、現金販売と異なる代金を請求したりする等、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限も行うことができないものとします。

第72条（商品等の引渡し）

- 1 利用者は、会員より通信販売の申込みを受け付け、第69条による事前承認を得たときは、速やかに会員の指定する場所に商品等を送付又は提供するものとします。なお、商品等の発送又は提供の遅延が生じた場合には、利用者は、速やかに当該申込会員に連絡を行い、会員に対し書面をもって引渡時期等を通知するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、会員が商品等の発送先として郵便局内私書箱、私設私書箱等商品その他受領確認が不明確となる住所を指定した場合には、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等の発送ができない旨を連絡するものとします。
- 3 利用者は、商品等の発送については、商品等の発送簿等を整備し、発送済み又は提供済みである旨を記録するとともに、運送機関の荷受伝票等又は会員の受領書等を受領するものとします。
- 4 利用者がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合には、TFが認めた当社所定の方法による会員の購入承諾をもって、商品等の発送とみなすものとします。

第73条（取引記録の保管等）

- 1 利用者は、第67条に定める注文票又は申込データ、前条に定める商品等の発送簿等、荷受伝票等、受領書等、通信販売の代金の入金に係る基幹システムデータ又は日報その他の通信販売の売上に関する資料（以下「取引記録」といいます。）を作成日から7年間保管するものとし、TFの要請があるときは、速やかにTF所定の方法によりTFへ提出するものとします。

- 2 利用者は、前項に基づいてTFへ取引記録を提出する場合において、原本以外を提出するときは、その取引記録が原本と相違ないことを証する書面を提出するものとします。

第74条（カードの不正利用等）

- 1 利用者は、通信販売の申込者がカード所有者本人以外と思われる場合又はカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
- 2 利用者は、前項に違反して通信販売を行った場合には、本件代金の全額について責任を負うものとします。
- 3 紛失若しくは盗難されたカード、偽造若しくは変造されたカード又は第三者によるカードや会員番号の悪用等に起因する売上が発生した場合には、利用者は、必要に応じて、所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第75条（法令遵守）

加盟契約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面並びに通信販売方法について、利用者は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。

第76条（立替金の請求）

- 1 利用者は、第70条に基づき作成した売上票等を通信販売の種類別に集計し、TF所定の売上集計票を添付して、利用者が会員に対して通信販売を行った日から原則として30日以内にTFに到着するように提出することにより、立替金を請求するものとします。
- 2 前項に定める期間経過後にTFに到着した売上票等について、TFが会員より当該売上票等に記載された債権（以下「売上債権」といいます。）の回収ができなかった場合には、利用者は、一切の責任を負うものとします。
- 3 利用者は、会員に対して通信販売を行った日から2箇月以上経過した売上票等について、その立替金を請求できないものとします。
- 4 本条第1項に定める立替金の請求は、当該売上票等及び売上集計票がTFに到着した時にその効力を生ずるものとします。ただし、電子記録媒体によって請求する場合には、そのデータがTFのコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって、請求の効力が生ずるものとします。
- 5 利用者は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。
- 6 利用者は、TF所定の売上集計票以外は使用できないものとします。ただし、あらかじめTFが承認した場合はこの限りではありません。

第77条（立替金の支払方法）

- 1 前条第1項に定める請求に基づく利用者に対する立替金の支払いは、別途当社が定める締切日、支払日その他支払条件に基づき、それぞれの売上債権の総額より第57条第1項に定める手数料を差し引いた金額を、利用者名義の金融機関口座に振り込む方法により行います。なお、支払日が当該金融機関の休業日場合には、翌営業日を支払日とします。また振込手数料は、利用者負担とします。
- 2 TFに提出した売上票等が加盟契約に違反している場合には、TFは立替金の支払いを拒絶することができるものとします。
- 3 利用者が提出した売上票等の正当性に疑義がある場合には、当社及び利用者は、正当性を証明できる資料の提出その他の行為によりTFの調査に協力するものとします。また、その調査が完了するまで、TFは、立替金の支払いを保留することができるものとします。

第78条（相殺）

利用者がTFに対し加盟契約の定めに基づき生じた債務がある場合には、TFは、利用者に対し支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとします。

第79条（申込みの取消）

- 1 利用者は、会員からの商品等の購入の取消、返品、変更等の申出を受け入れる場合には、利用者が会員から商品等を受領した日をキャンセル日とし、直ちにTF所定の売上票等に必要事項を記入したうえで、当社の営業時間内に当社を通じてTFへ提出するものとします。ただし、第81条の適用がある場合はこの限りではありません。
- 2 利用者は、商品等の特性に鑑みて、会員からの前項に定める申出を受け入れない場合には、販売時点でその旨を会員に対して明記するものとします。
- 3 利用者は、本条第1項により会員の申出を受け入れたにもかかわらず、その受入れ前に提出した売上票等に基づきTFが立替金を支払った場合には、TFに対しTF所定の方法により直ちに当該立替金を返還するものとします。
- 4 音声、画像、ソフトウェアその他のデジタル商品をダウンロードにより購入する場合の申込み取消については、別途、TFと利用者間で協議するものとします。

第80条（会員との紛議）

- 1 利用者は、通信販売により利用者が提供した商品等に関して、性能上、アフターサービス上、販売上その他の事由により会員との間に紛議が生

- じた場合には、その責任及び負担により、当該紛議を遅滞なく処理するものとします。
- 前項に定める紛議により会員がT Fに対する支払いを拒否し、又は滞らせた場合には、利用者は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとし、T Fは、当該抗弁事由が解消するまで立替金の支払いを保留又は拒絶することができるものとします。またこの場合において、T Fが立替金を支払い済みのときは、利用者は、T Fの請求に応じ、直ちに当該立替金を返還するものとします。
 - 本条第1項に定める紛議が発生した場合には、T Fは、利用者に対し、当該紛議に関して調査を行うことができ、利用者は、当該調査に協力するものとします。
 - 前項に基づく調査に基づきT Fが利用者に対し紛議の再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合には、利用者は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

第8 1条 (健全な販売の維持に関する責任)

- 次のいずれかに該当する場合には、T Fは、利用者からの請求に対する立替金の支払いを拒絶することができ、T Fがその立替金を支払い済みの場合には、利用者は、T Fに対して、直ちに返還するものとします。
 - 売上票等が正当なものでないとき。
 - 売上票等の記載内容が不実不備であるとき。
 - 第6 7条、第7 1条に違反して利用者が通信販売をしたとき。
 - 第7 3条に違反して利用者が取引記録を提出しないとき。
 - 第7 4条に違反して利用者が不正使用と思われるカード使用者に通信販売をしたとき。
 - 利用者が第7 6条第1項の規定に違反し、又は利用者に同条第2項の事態が生じたとき。
 - 第7 7条第3項又は前条第3項の調査(T Fが求める資料の提出を含みます。)に利用者が協力しないとき。
 - 前条の会員との紛議が解消しないとT Fが判断したとき。
 - カード会員以外の第三者がカードを利用したとき。
 - 10) 会員から自己利用でない旨の申し出がT F、当社又は会員の所属するカード会社であったとき。
 - 11) その他利用者が本規約に違反して通信販売を行ったことが判明したとき。
- 前項各号のいずれかに該当する場合には、取消表示をされた売上票等が利用者に返却されます。この場合において、T Fが立替金を支払い済みのときは、利用者は、T Fの請求に応じ、直ちに当該立替金を返還するものとします。立替金が支払済みであるにもかかわらず利用者が立替金を返還しない場合には、T Fは、その後利用者に対して支払う支払金総額から当該立替金を差し引けるものとします。

第8 2条 (契約終了後の処理)

- 加盟契約が終了した場合であっても、当該終了日までに行われた通信販売は有効とし、当社及び利用者は、当該通信販売を加盟契約に従い取り扱うものとします。
- T Fがカード決済関連契約を解除した場合には、T Fは、会員から売上債権の支払いを受けるまでは、利用者に対する立替金の支払いを保留することができるものとします。また、T Fが会員からの支払いを受けることができないと判断した場合には、立替金の支払いを拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合には、利用者は、当該立替金を直ちに返還するものとします。
- 利用者は、加盟契約が終了した場合には、直ちに利用者の責任及び負担により、広告媒体からカードの取扱いに関する加盟店標識等のすべての記述、表記を取り外すとともに、売上票、売上集計票その他の販売関係書類、販売用具、端末機その他のT Fから交付又は貸与されたものをT F所定の方法により速やかにT Fに返還するものとします。

第8 3条 (加盟店情報の収集及び利用等)

- 当社、利用者及びその代表者(以下総称して「当社等」といいます。)は、T Fが第1号に定める当社等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、第2号及び第3号に定めるとおり取り扱うことに同意するものとします。
 - 加盟契約を含むT Fと当社等との間の加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、次のイからトまでに掲げる当社等の情報(代表者の個人情報を含み、以下「加盟店情報」といいます。)を収集、利用すること。
 - 当社等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号その他当社等が加盟申込時及び変更届時に届け出た事項
 - 加盟申込日、加盟承認日、端末機番号、取扱商品、販売形態、業種等の当社等とT Fの取引に関する事項
 - 当社及び利用者のカードの取扱状況
 - T Fが収集した当社等のクレジット利用履歴
 - 当社及び利用者の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - T Fが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
 - 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - 次のイから八までに掲げる目的のために、加盟店情報を利用する

こと。ただし、当社又は利用者が口に定める営業案内について中止を申し出た場合には、T Fは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお中止の申出は、T Fお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。

- T Fがカード決済関連契約に基づいて行う業務
- 宣伝物の送付等T F又は他の加盟店等の営業案内
- T Fのクレジットカード事業その他T Fの事業(T Fの定款記載の事業をいいます。)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3) カード決済関連契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で加盟店情報を当該委託先に預託すること。

- 当社等は、T F、T Fが日本国内及び日本国外で現在及び将来において提携する会社、組織が運営するクレジットカード取引システムに参加するカード会社のうちT Fと本項に関し提携したカード会社又はこのカード会社と同様に提携したカード会社(以下「提携会社」といいます。)が加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、前項第1号のイから二までに掲げる加盟店情報を共同利用することに同意するものとします。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はT Fとします。なお、T Fは、提携会社を次のホームページアドレスに掲載するものとします。
ホームページアドレス <http://ts3card.com/>

第8 4条 (加盟店情報交換制度)

加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」といいます。)は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、次項第2号のイからトまでに掲げる情報を収集、利用し、加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」といいます。)へ登録し、JDM会員によって共同利用するものとします。

2 加盟店情報の共同利用

(1) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM会員における利用者等(割賦販売法第3 5条の1 8に定める「利用者等」といいます。以下本条において同じとします。)の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報、T FがJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の制度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。

(2) 共同利用する情報の内容

- 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該当社等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員又は利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- 利用者等(契約済みのものに限られません。)からJDM会員に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報
- 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報
- その他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- イから八までに係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合には、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、二の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合には、代表者の氏名及び生年月日)を除きます。

(3) 登録される期間

前号の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されるものとします。

3 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつJDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及びJDMセンター

※ JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載するものとします。

ホームページ : <http://www.j-credit.or.jp/>

4 制度に関するお問い合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、次項に定めるJDMセンターまで申出るものとします。

5 運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル
電話番号：03-5643-0011（代表）

第85条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

- 1 当社は、TF及びJDMセンターに対して、TF及びJDMセンターが保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の窓口は次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) TFへの開示請求 TFお問い合わせ窓口
 - (2) JDMセンターへの開示請求 前条第5項に定めるJDMセンター窓口
- 2 登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、TFは速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第86条（カード番号等の取引情報保護）

- 1 利用者は、加盟契約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報並びに秘密である旨明示された手数料率を含むTF及び当社の営業上の機密（以下「取引情報」といいます。）を他に漏洩又は紛失してはならないものとします。また、取引情報を通信販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに利用者の責任のもとに当該取引情報を破棄又は消去等するものとします。
- 2 利用者は、カードの完全な磁気ストライプデータ（ICチップから読み出した磁気ストライプイメージを含みます。）、暗証番号、セキュリティコードについては、たとえ暗号化した場合であっても、第69条に基づく利用後、一切保管してはならないものとします。
- 3 利用者は、取引情報が第三者に漏洩又は紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 4 利用者の責めに帰すべき事由によりTFに会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報に関する漏洩事故、紛失事故等による損害（カード再発行にかかわる費用等）が発生した場合には、TFは、利用者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。
- 5 利用者は、取引情報が漏洩、紛失した場合又はそのおそれがあると認められる場合には、直ちにTFに連絡するものとし、TFが当該連絡に基づき実施する調査に応じること及びTFが信用販売の停止等の措置を講ずることを了承するものとします。
- 6 利用者は、取引情報が漏洩、紛失等した場合には、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、TFに当該再発防止策について通知するものとします。なお、利用者は、当該再発防止策に対しTFから指導を受けた場合には、これに従うものとします。
- 7 前各項の規定は、加盟契約の終了後においても効力を有するものとします。

第3章 コンビニ後払い決済サービス

第87条（本章の適用）

当社は、本章に定めるところにより、コンビニ後払い決済サービスを提供します。

第88条（コンビニ後払い決済サービスの概要及びサービス提供の条件等）

コンビニ後払い決済サービスは、当社がGMO ペイメントサービス株式会社（以下「GMO-PS」といいます。）との間で締結されたGMO後払い加盟店規約（[ショッピングモール等運営者用-役務提供]）を内容とする契約（その後変更したものを含め、以下「後払い決済関連契約」といい、本章において引用している後払い決済関連契約の条文も、特に別異に解すべき事情ある場合を除き、変更後のものを含むものとします。）に基づき、利用者の患者等に対する医療費債権について、患者等がコンビニエンスストアによる収納代行によって支払うことを可能にするサービスです。

第89条（コンビニ後払い決済サービスの内容）

- コンビニ後払い決済サービスの内容は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 後払い決済関連契約の定めるところにより、利用者が当社に提供した取引データ等及び利用者の患者等に対する医療費債権に関する情報をGMO-PSに対して与信審査等のために伝送すること。
 - (2) GMO-PSの与信審査に合格した場合において、当社所定の条件により、当社が、利用者の患者等に対する医療費債権を、当該債権の額面から当社所定のコンビニ後払い決済サービス利用料を控除した額を対価として利用者から譲り受けること。
 - (3) 後払い決済関連契約の定めるところにより、GMO-PS又は当社が請求データ又は請求書を患者等に送付すること。
 - (4) コンビニ後払い決済関連契約の定めるところにより、利用者の患者等に対する医療費債権を当社から譲り受けたGMO-PSが、当該債権を回収すること。

第90条（債権譲渡）

- 1 コンビニ後払い決済サービスは、GMO-PSが個々の医療に関する役務提供取引ごとに取り引データ等に基づく与信審査を行い、これに合格した取引（以下本節において「対象取引」といいます。）に対してのみ利用することができます。
- 2 対象取引について、当社は、利用者と患者等との間の医療に関する役務提供契約に基づく医療費債権を利用者から譲り受け、その対価として代金相当額から当社所定の手数料（代金相当額の合算額につき、別途当社及びGMO-PSが定める利率により計算するものとします。）（円未満は四捨五入します。）を控除した額を、当社所定の方法及び期限により利用者名義の口座に支払います（以下「本立替払い」といい、支払われた金員を「本立替払金」といいます。）。
- 3 当社は、前項に定める医療費債権をGMO-PSに譲渡し、GMO-PSは、次に掲げる方法のいずれかにより患者等に対し代金の請求を行います。
 - (1) GMO-PSが直接患者等に対し請求書を送付する方法
 - (2) GMO-PSが請求書フォーマットを当社に送付し、当社において請求書を完成させ、患者等に送付する方法
- 4 本立替払いに要する実費（銀行振込手数料等）及び患者等に対する代金の請求に係る実費は、利用者の負担とします。なお、患者等に対する代金の請求に係る実費は、月額費用として当社所定の方法により利用者に請求するものとし、利用者は、これを本立替払金と相殺しないものとします。

第91条（利用者の債務）

- 1 当社は、利用者に対して本立替払いその他本利用契約に基づく支払いを行う場合には、その時点で存在する利用者の当社に対する一切の支払債務（弁済期が到来しているか否かを問いません。）と対当額で相殺することができるものとします。なお、弁済の充当の順位は、当社の指定するところによるものとします。
- 2 前項の場合において相殺後も利用者の債務が残存するときは、当社は、元々の弁済期にかかわらず、当社の指定する期限までに超過分の金銭を支払うよう利用者に請求することができるものとします。この場合には、利用者は、当社の発行した請求書に従い、当該残債務全額を当社に支払うものとします。なお、支払に要する実費（銀行振込手数料等）は、利用者の負担とします。
- 3 当社は、コンビニ後払い決済サービスに係る本利用契約の終了後も、利用者の当社に対するコンビニ後払い決済サービスに関する債務が消滅すること又は新たな債務が発生しないことが確定するまで、コンビニ後払い決済サービスに関する利用者に対する支払を留保することができるものとします。
- 4 利用者は、当社又は当社が指定する者以外の者に対し、患者等に対する医療費債権を譲渡してはならず、かかる約定に反してなされた代金債権の譲渡は無効とします。
- 5 当社は、本条第1項に基づく相殺又は第3項に基づく支払留保について利用者に対して何ら責任を負わず、利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。
- 6 利用者は、患者等の支払遅延その他の事由によりGMO-PSの債権回収が困難な場合には、GMO-PSの判断で、GMO-PSが弁護士等の第三者による訴訟その他の債権回収手段を採り得ることを認識し、承諾するものとします。

第92条（与信限度額等）

- 1 利用者は、GMO-PSがコンビニ後払い決済サービスの対象となる患者等の与信限度額その他の条件を随時任意に設定することができることを承諾します。
- 2 別途GMO-PSと当社の間で書面による合意をした場合を除き、対象取引における患者等の与信限度額は5万円（税抜）とします。

第93条（データ送信）

- 1 利用者は、当社に対し、すべての対象取引につき、当社の要求する患者等の情報その他の情報（以下「取引データ」といいます。）を当社が指定する方法で提供するものとします。
- 2 GMO-PSは、患者等の情報に基づいて患者等の与信審査を行い、当社に対し、その結果をGMO-PSの指定する方法で通知します。GMO-PS及び当社は、利用者及び患者等に対し、与信審査の結果に関し、その理由を開示する義務を負わないものとします。
- 3 取引データの誤り等に起因する損害や患者等との紛争については、すべて利用者が自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 GMO-PS及び当社は、患者等に対して随時電子メールその他各当事者の任意の方法で代金の支払請求、支払先の案内、支払期限等、必要な連絡をすることができるものとします。またGMO-PS又は当社が求めた場合には、利用者は、電子メールその他の方法で、債権譲渡の事実、時期及び債権たるGMO-PSの商号その他各当事者の指定する事項を、患者等に対し、各別に通知するものとします。

第94条（コンビニ後払い決済サービスの提供拒絶）

- 1 利用者は、後払い決済関連契約に基づき、GMO-PSがその判断により

コンビニ後払い決済サービスの提供を拒否する場合があること及び GMO-PS はその判断に完全な裁量権を有しており、利用者は、いかなる場合にも異議の申立てや理由の開示を求めることができないことを承諾します。

- 2 利用者は、前項の取扱いにより利用者又は患者等が被った損害について、当社がいかなる責任も負担しないことを承諾するものとし、患者等の苦情その他利用者とは患者等との紛争については、利用者が自己の責任と費用において解決するものとします。
- 3 GMO-PS 及び当社は、後払い決済関連契約所定の事由に該当する可能性があると判断した場合には、利用者又は患者等に対して調査を申し入れることができるものとし、利用者はこれに応じて協力するものとします。また、利用者は、調査要請があった時点において、医療に関する役務提供のうち完了していない部分があった場合には、社会通念上及び医療上可能な限り、GMO-PS による調査が終了するまで、患者等に対し、コンビニ後払い決済サービスの提供を行わないものとします。

第95条（コンビニ後払い決済サービスの中断）

- 1 利用者は、後払い決済関連契約の定めるところにより、GMO-PS がコンビニ後払い決済サービスの提供を一時的に中断することができることを承諾するものとします。
- 2 当社は、前項に定める中断の事前通知を受けたときは、当該通知の内容を利用者に周知し、利用者は当該通知内容を承諾するものとします。

第96条（支払金額の返還等）

- 1 後払い決済関連契約所定の事由に該当し又は該当するおそれがあると GMO-PS が判断した場合において、当該事由に基づき GMO-PS が当社との債権譲渡契約を解除したときは、当社は、解除対象となった医療に関する役務提供契約に基づき医療費債権に係る当社と利用者との間の債権譲渡契約を解除できるものとします。
- 2 前項に定める場合には、当社は、本立替払いの履行義務を負わず、また既に本立替払いを行ったときには、利用者は、受領した本立替払金相当額を直ちに当社に返還するものとします。なお、当社は、患者等に対し、当該解除の事実を通知する義務及び当該解除に係る患者等の承諾を得る義務を負わないものとします。また、前項に定める解除により患者等との間に生じた紛争については、すべて利用者が自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 患者等が代金支払のためにコンビニエンスストア（以下「コンビニ」といいます。）を利用した場合において、コンビニ若しくはコンビニが収納代行業務の一部を委託する第三者（以下総称して「代行サービス業者」といいます。）の責めに帰すべき事由又は代行サービス業者の破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始、特別清算開始の申立て等の事由によって、患者等がコンビニで支払った代金を GMO-PS が回収できなかったときには、本条第1項及び第2項によるものとします。
- 4 GMO-PS 及び当社は、後払い決済関連契約所定の事由が生じるおそれがあると判断した場合には、利用者又は顧客に対して調査を申し入れることができるものとし、利用者は、GMO-PS への関連書類やデータ等の提出、利用者の関連施設への立入の許可その他各当事者が必要と判断した協力をするものとします。また、後払い決済関連契約に基づき GMO-PS が調査を終了するまで、当社に対する立替払いを留保した場合においては、当社も利用者に対する本立替払いを留保することができるものとします。
- 5 利用者が前項に定める調査開始後1箇月以内に後払い決済関連契約所定の事由に該当する事由がないことが証明できない場合において、GMO-PS が当社との間の債権譲渡契約を解除したときは、当社は、解除対象となった医療に関する役務提供契約に基づく医療費債権に係る当社と利用者との間の債権譲渡契約を解除し、利用者に対し、既に履行した本立替払いによる本立替払金相当額全額の返還及び発生し、又は GMO-PS から請求を受けた督促等の費用の支払いを求めることができるものとします。
- 6 本条第4項に定める調査開始後1箇月以内に、当社又は利用者により後払い決済関連契約所定の事由が存在しないと GMO-PS が認めた場合において、GMO-PS から当社に対して立替払いが行われたときは、当社は、利用者に対し、本立替払いを行います。ただし、その場合にも、本立替払いを留保したことによる遅延損害金等は発生しないものとします。

第97条（利用者と患者等間の医療に関する役務提供契約のキャンセル等）

- 1 利用者は、当社への取引データ送信後に対象となる役務提供契約の申込の撤回、錯誤その他の無効事由の判明、取消、解除、クーリングオフ等、役務提供契約が不成立又は無効となる事象（以下総称して「キャンセル等」といいます。）が発生した場合には、直ちに当社に対して報告するものとし、当社はこれを GMO-PS に報告するものとします。また、利用者は、キャンセル等の扱いについて、あらかじめ患者等に対して充分説明し、承諾を得るものとし、キャンセル等によって生じる患者等との間のキャンセル後の処理は、原則として利用者とは患者等との間で直接行うものとします。当社は当該処理に関して、いかなる責任も負わないものとします。
- 2 当社がキャンセル等の報告を受領した時点で、既に GMO-PS が患者等から代金を受領している場合には、GMO-PS 又は当社が別途指定しない限り、次に掲げるとおりとします。

- (1) 当社が利用者に対し本立替払いを行っているときは、利用者は、患者等に対し代金を直接返還するものとし、当社は、後処理についていかなる責任も負わないものとします。
 - (2) 当社が利用者に対し本立替払いを行っていないときは、利用者は、患者等に対し代金を直接返還するものとし、当社は、対象取引に係る本立替払金に相当する額を利用者に支払うものとします。
- 3 当社がキャンセル等の報告を受領した時点で GMO-PS が患者等から代金を受領していない場合には、当社が別途指定しない限り、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 当社が利用者に対し本立替払いを行っているときは、当社は、利用者に対し本立替払金の返還を求めるものとし、利用者は、当社指定の方法（利用者に対する当社の支払債務との相殺を含むものとします。）により、本立替払金を返還するものとします。
 - (2) 当社が利用者に対し本立替払いを行っていないときは、当社は、当該対象取引についていかなる責任も負わないものとします。
 - 4 当社がキャンセル等の報告を受領した後に患者等から GMO-PS に対し代金の支払いがあった場合には、GMO-PS が患者等に対し、受領した代金を直接返還するものとします。この場合において、当社が既に本立替払いを行っているときは、前項第1号を準用するものとします。
 - 5 GMO-PS 及び当社は、前各項に定めるほか、利用者が本規約に違反し、又は利用者が遵守すべき事項が遵守されていないことにより GMO-PS、当社若しくは患者等に著しい被害を与えるおそれがあると判断した場合には、当該利用者が行った役務提供の一切若しくは問題があると判断した役務提供契約に係るコンビニ後払い決済サービスの提供を中止又は拒否できるものとします。この場合において、規約違反又は損害を与える行為の是正を求めたにもかかわらず相当期間内に改善されないときには、当社は、利用者に対し、コンビニ後払い決済サービスの提供を中止若しくは拒否する旨又は利用者との債権譲渡契約の全部又は一部を解除する旨を通知することができるものとし、利用者は、当社が既に支払った本立替払金相当額を当社の指示に従って直ちに当社に返還するものとします。

第98条（利用者の基本的責任）

- 1 利用者は、コンビニ後払い決済サービスに関連して生じた一切の紛争に関し、自己の責任と費用で解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
- 2 利用者は、自己と患者等との間で紛争が生じ、代金の支払いが円滑になされないおそれが生じた場合には、直ちにその旨及び当該代金を特定する事項（患者等の氏名、役務提供契約の内容、代金額、弁済期を含むがこれらに限りません。）を当社に報告するものとします。
- 3 利用者は、当社承認済み説明事項を必ず患者等に周知し、患者等が常に閲覧できる状態に供するものとします。

第99条（利用者情報の変更等）

- 1 利用者は、利用者について、後払い決済関連契約に定める報告事項と同等の事由が生じた場合には、直ちに当社に報告するものとします。
- 2 前項の報告がなかったことその他当社の責めに帰すことのできない事由により利用者への通知、送付書類、立替払金等の到達又は支払いが遅延し、又は到達若しくは支払ができなかった場合であっても、当社は、それらが利用者に対して着時に利用者にも到着したのみならずことができ、利用者はこれに対して異議を述べないものとします。また、それにより発生した損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。
- 3 当社は、利用者に対し、いつでも、当社が必要と判断する資料等の提出を求めることができるものとし、利用者は、正当な理由なく当社の請求を拒むこととはできないものとします。また利用者は、当社が利用者に対しコンビニ後払い決済サービスに関して是正を求めた場合には、これに従うものとします。

第100条（誓約事項）

- 利用者は、コンビニ後払い決済サービスの利用に際して、次に掲げる事項を誓約し、遵守するものとします。
- (1) 後払い決済関連契約所定のコンビニ後払い決済サービスの利用のために必要な各要件を満たすこと。
 - (2) 後払い決済関連契約所定の事項について、患者等に対して告知するとともに承諾を取得すること。
 - (3) 後払い決済関連契約所定の事項について、コンビニ後払い決済サービスを患者等が選択する前にあらかじめ患者等に対して告知すること。
 - (4) 後払い決済関連契約所定の事由により証明書の発行等を求められたときは、遅滞なくこれに応じること。
 - (5) 後払い決済関連契約所定の事由により医療費債権の譲り受けが拒否ないし否定された場合において、当社及び債権の譲受人に一切異議を述べず、迷惑をかけないこと。
 - (6) 患者等の住所その他第93条に基づき送信した取引データにつき、変更が生じた場合には、電子メールその他当社の指定する方法により、当社に対して直ちに報告すること。
 - (7) 後払い決済関連契約において当社その他の関係者が遵守すべきとされている一切の事項を遵守すること。

- (8) 前号に違反する疑いのある事項について患者等又は第三者から指摘を受け、後払い決済関連契約に基づき当社が GMO-PS から報告を求められた場合には、当社に対して必要な報告を遅滞なく報告するものとし、指摘をした患者等又は第三者及び指摘事項に対する是正に真摯に対応すること。
- (9) 後払い決済関連契約に基づき GMO-PS が不適当と判断した商品又は役務についてはコンビニ後払い決済サービスを利用して販売又は提供をしないこと。
- (10) コンビニ後払い決済サービスの申込時に申告した役務と異なる新たな役務を提供する場合には、あらかじめ当社を通じて GMO-PS に報告したうえで、GMO-PS が後払い決済関連契約に基づき所定の手続を取ることができるよう協力すること。
- (11) 後払い決済関連契約に定める禁止行為を行わず、当該禁止行為又はそれに該当するおそれに関してその是正、報告又は調査その他の対応を求められた場合には必要な一切の協力をすること。なお、相当期間内に当該禁止行為又はそれに該当するおそれについては正がなされなかった場合には、当社がコンビニ後払い決済サービスの提供を終了できることを異議なく承諾すること。

第101条 (再委託)

GMO-PS 及び当社は、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、コンビニ後払い決済サービスに関する業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとし、

第102条 (利用者の責任)

利用者は、利用者が患者等にコンビニ後払い決済サービスを提供することに關連して GMO-PS に対して負う金銭債務の不履行が生じた場合には、当社が当該履行につき一次的責任を負うことを当社に委託するものとし、当社が当該責任について利用者に対して事前又は事後の求償を求めた場合には、利用者は、直ちにかかる求償に応じるものとし、当該責任により当社に生じた損害、損失等の一切を賠償又は補償するものとします。

第4編 Sma-pa DISPLAY 機能

第103条 (本編の適用)

当社は、Sma-pa DISPLAY 機能を、第1編に定めるもののほか、本編に定めるところにより、Sma-pa DISPLAY 機能に係る本利用契約を締結した利用者に提供します。なお、本編の規定が第1編の規定に抵触する場合、Sma-pa DISPLAY 機能において当該抵触する規定については、本編の規定が第1編の規定に優先して適用されるものとし、

第104条 (Sma-pa Display 機能の内容)

- 1 Sma-pa DISPLAY 機能とは、Sma-pa アプリを通じて利用者が待合番号表示その他患者向けの病院情報を患者等に提供できるサービスとします。
- 2 患者等は、Sma-pa アプリによって Sma-pa DISPLAY 機能を利用することができ、利用者は、Sma-pa アプリを有する患者等に対し Sma-pa DISPLAY 機能を提供することができます。

第105条 (不可欠な本機能)

Sma-pa DISPLAY 機能の利用希望者は、第2編に定めるデータセンタ利用に係る本利用契約を合わせて締結するものとし、

第106条 (利用者調達機器等に関する特則)

- 利用者は、Sma-pa DISPLAY 機能の利用に際して利用者調達機器等としてコンピュータ (以下本条において「PC」といいます。) を利用する場合には、次に掲げる事項を了承するものとし、
- (1) PC に感染したコンピュータウイルス等が本システムや本サービスの提供に悪影響を及ぼした場合には、利用者は当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとし、なお、利用者は、PC をコンピュータウイルス等の感染から防ぐためのソフトウェアを PC に具備するものとし、
- (2) 利用者が用いた通信機器、電気通信回線、インターネット接続サービスその他に不具合等が生じた結果、利用者が本サービスの提供を受けられなかった場合であっても、当社に故意又は重過失がない限り、当社は何ら責任を負わないものとし、
- (3) 次に掲げる事由により利用者へ損害が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないものとし、
- イ PC がコンピュータウイルスに感染した場合
- ロ PC がシステムダウンした場合
- ハ その他当社の責めに帰すことのできない事由により PC に障害が発生した場合
- (4) 当社は、利用者調達機器等の一切が本サービスを適切に利用するための仕様等を具備していることを何ら保証しません。

第107条 (情報発信)

- 1 利用者は、Sma-pa DISPLAY 機能の利用に際して次の各号のいずれの定めにも該当する情報を発信してはならないものとし、次の各号のい

れにも該当する情報を発信するサイトへのリンクを設定してはならないものとし、

- (1) 他人を誹謗し、名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
- (2) 著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する情報
- (3) 真実でない情報
- (4) 法令又は公序良俗に反する情報
- (5) 当社が不適当と判断する情報
- 2 当社は、利用者の事前事後を問わず何らの確認、承諾を要することなく、前項に違反する情報及びリンク又はそのおそれのある情報及びリンクを削除することができるものとし、
- 3 前各項の定めにより利用者へ損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとし、

第5編 デビット・クレジット決済機能

第108条 (本編の適用)

当社は、デビット・クレジット決済機能を、第1編に定めるもののほか、本編に定めるところにより、デビット・クレジット決済機能に係る本利用契約を締結した利用者 (以下、本編において「加盟店」といいます。) に提供します。なお、本編の規定が第1編の規定に抵触する場合、デビット・クレジット決済機能において当該抵触する規定については、本編の規定が第1編の規定に優先して適用されるものとし、

第109条 (デビット・クレジット決済機能の内容)

- デビット・クレジット決済機能とは、次に掲げるサービスとします。
- (1) 次のイ及びロに定める与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理サービス (以下「オーソリ処理」といいます。)
- イ 信用販売の申込に関するデータのうち通信回線を通じて送信されてきた当社所定のデータを、当社決済システム (以下「本決済システム」といいます。) によって受信したうえで、受信した当該データに基づき当該信用販売についての与信請求又は売上承認請求 (オーソリ要求) に関するデータを本システムによって作成し、その作成したデータを当該信用販売に係るクレジットカード会社、国際カードブランド、電子マネー事業者、銀行、QR 決済事業者又はキャッシュレス取引に関わる決済事業者 (以下総称して「決済事業者等」といいます。) のコンピュータシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること。
- ロ 決済事業者等から通信回線を通じて送信されてきた当該与信請求又は売上承認請求への回答 (オーソリ結果) に関するデータを本システムによって受信したうえで、加盟店のシステムへ向けて、当該回答に関するデータを、通信回線を通じて発信すること。
- (2) 売上請求に関するデータ (以下「売上請求データ」といいます。) の作成及び提出サービス
- オーソリ処理により決済事業者等から承認が得られ、実施された信用販売について、決済事業者等所定のデータフォーマットに従って売上請求データを作成し、その所定の締め日及び提出期限に従って、当該売上請求データを記録した記録媒体の送付その他決済事業者等所定の方法による当該売上請求データを決済事業者等に提出することをいいます。
- (3) 次の取消請求に関するデータ処理サービス
- 特定の信用販売についての与信若しくは売上承認の取消請求に関するデータを当該信用販売に係る決済事業者等所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データをオーソリ処理と同様の方法により当該決済事業者等へ向けて発信すること、または特定の信用販売についての売上請求データの取消に関するデータを決済事業者等所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを売上請求データの方法と同様の方法により当該決済事業者等へ提出することをいいます。

第110条 (加盟店契約)

- 1 加盟店は、決済事業者等所定の手続きにより、決済事業者等との間で加盟店契約を締結するものとし、
- 2 加盟店は、デビット・クレジット決済機能を利用するにあたり、加盟店契約を遵守するものとし、

第111条 (調査等)

- 加盟店が決済事業者等からの要求を受けて、照会を受けた事項に関する調査等 (デジタルフォレンジック調査を含みます。) を当社に依頼した場合には、当社は、合理的な範囲でこれに協力するものとし、なお、当該調査等にかかる費用は、加盟店が負担するものとし、
- 2 加盟店は、当社においてデビット・クレジット決済機能に関する調査等 (デジタルフォレンジック調査を含みます。) の必要が生じた場合には、それが合理的である限り、当社に協力するものとし、協力を拒否してはならないものとし、なお、この場合の調査等にかかる費用は、調査等が当社の責めに帰すべき事由により行われる場合を除き、加盟店の負担とします。
- 3 加盟店は、本利用契約に基づくオーソリ処理等のデータプロセッシング

グの過程で本決済システムによって作成されるデータについて、当社が決済事業者等から要求された場合には、それが合理的である限り、随時決済事業者等に対して提出することをあらかじめ承諾するものとします。

第112条（第三者による利用禁止）

加盟店は、理由の如何を問わず、デビット・クレジット決済機能を第三者に利用させてはならないものとします。

第113条（通信回線）

加盟店は、本決済システムに接続する通信回線として、当社若しくは関連事業者が提供する通信回線又は当初所定の仕様を充足する加盟店自らが敷設した通信回線を使用するものとします。

2 当社は、利用申込み時に利用者から申し出がないときは、前項の通信回線として次表に掲げる関連事業者の第三者サービスを利用します。利用者は、当該利用には第9条第2項が適用されること及び次に掲げる事項にあらかじめ同意するものとします。

(1) 最低利用期間は、その第三者サービスに適用される関連事業者の定めた定型約款の規定にかかわらず、その開通日から2年間であること。

(2) 貸与されたネットワーク接続装置を破損した場合にはその復旧又は修理費用を、この場合において復旧又は修理が不可能であるときは当社が当該ネットワーク接続装置の代替品の調達に要する費用を、当該ネットワーク接続装置を紛失その他当社に返還できない場合には損害金として70,000円（不課税）を、当社に支払うこと。

関連事業者	第三者サービス
株式会社エヌ・ティ・ピー・シー コミュニケーションズ	「Master'sONE」 (https://www.nttpc.co.jp/support/term/mastersone.html)

3 前項の通信回線にかかる月額利用料は、第24条第2項の規定にかかわらず、当該通信回線を敷設した日の属する月の翌月1日（当該敷設日が月の1日のときは同日）から発生します。なお、解約日が月の途中である場合における解約日の属する月の月額利用料は、第24条第3項の規定にかかわらず、日割り計算をします。

第114条（提供の終了の特則）

1 当社は、第23条に定めるほか、次に掲げる事由が生じたときは、デビット・クレジット決済機能の提供を中止し、又は特定の決済事業者等若しくは決済事業者等の特定の会員に係る信用販売について、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。

(1) 加盟店が利用料の支払いを遅滞し、当社が相当期間を定めて催告したにもかかわらず相当期間の経過後も履行遅滞が解消されないと当社により認められたとき。

(2) 加盟店が本利用契約に違反し、当社が相当期間を定めて催告し、是正を要請したにもかかわらず相当期間経過後も是正しないと当社により認められたとき。

(3) 前二号に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由によりデビット・クレジット決済機能の提供に著しい支障を来し、又はそのおそれがあると当社により認められたとき。

(4) 加盟店が決済事業者等との間の加盟店契約に違反して信用販売を行い、加盟店が当該決済事業者等決済事業者等からの売上金の支払を拒絶され、若しくは返還の請求をされたとき、又は加盟店契約に違反して信用販売を行ったと認められる相当の理由があると当社に判断されたとき。

(5) 加盟店の取扱商品に故障、瑕疵があり、決済事業者等が、決済事業者等の会員からの代金の支払を拒絶され、又は拒絶されるおそれがあるとき。

(6) 決済事業者等が加盟店を決済事業者等の加盟店として不適当と判断し、その旨当社に通知のあったとき、又は決済事業者等からデビット・クレジット決済機能の提供の停止を要求されたとき。

(7) 加盟店と決済事業者等との間の加盟店契約が終了したとき。

2 当社は、デビット・クレジット決済機能の提供中止後遅滞なく、デビット・クレジット決済機能の提供を中止した旨を加盟店に対して通知するものとします。

第115条（加盟店が当社に提供する資料等及びその返還）

1 加盟店は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な資料、機器、設備等（以下、「資料等」という。）の開示、提供または貸与を行うものとします。

2 加盟店が前項に基づき当社に提供した資料等の内容に誤りがあった場合、または加盟店が提供すべき資料等の提供を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた費用の増大、完成時期の遅延、瑕疵などの結果について、当社は一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれを予め承諾するものとします。

3 当社は、加盟店から提供を受けた資料等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、加盟店から合理的な請求があったときに、これらを廃棄するものとします。

4 資料等の提供にかかる費用は加盟店が、廃棄にかかる費用は、当社が

負担します。

第116条（デビット・クレジット決済機能の個人情報の特則）

1 当社、個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報に該当する情報のうちデビット・クレジット決済機能の提供に際して加盟店より取扱いを委託された個人データ（個人情報保護法第2条第6項に規定する個人データをいいます。以下同じとします。）及びデビット・クレジット決済機能の提供のため、加盟店と当社との間で個人データと同等の安全管理措置（個人情報保護法第20条に規定する安全管理措置をいいます。）を講ずることを本利用契約において合意した情報（以下、総称して「本個人情報」といいます。）を第三者に漏洩してはならないものとします。なお、加盟店は、本個人情報を当社に提示する際には、提示する情報が本個人情報である旨を明示するものとします。

2 加盟店は、加盟店の有する本個人情報を当社に提供する場合に、当社の指示した方法により、当社が個人を特定できないよう加工したうえで、当社に提供するものとします。当社は、本個人情報が加盟店によって加工されたことにより、当社において個人を特定できない状態になっていた場合には、当該情報を本個人情報として取扱う義務を負わないものとします。

3 加盟店が前項の定め違反して、個人の特定を困難にするための加工をせずに当社に本個人情報を提供した場合には、当社はこれを受領すること又はデビット・クレジット決済機能の提供を拒否することができるものとします。

4 当社は、本個人情報について、本利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、本利用契約の目的の範囲を超える使用をする必要が生じた場合には、対応方法について加盟店と協議するものとします。

5 本個人情報の提供および廃棄等については、第115条を準用するものとします。

第117条（事故等の報告）

加盟店及び当社は、デビット・クレジット決済機能の提供又は利用に支障を生ずるおそれのある事故の発生を知った場合には、その事故の帰責にかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、速やかに応急処置を加えた後、相手方に対し、遅滞なく詳細な報告及び今後の方策を提出するものとします。

第118条（競業禁止）

加盟店は、デビット・クレジット決済機能に係る本利用契約の有効期間中、あらかじめ当社の書面による承諾を得た場合を除き、当社の事業と同一又は類似の事業を自ら行い、若しくは第三者に行わせてはならないものとします。

第119条（損害賠償に関する特則）

デビット・クレジット決済機能に関する当社の損害賠償責任は、請求原因の如何にかかわらず、当社の債務不履行から直接かつ現実に加盟店に発生した損害のうち、当社の債務不履行から通常生じる損害を対象とし、かつ、損害発生の原因となった業務に係る当社が受領した月額利用料の3箇月分を累積限度とする金銭賠償に限るものとします。

2 加盟店は、本利用契約及び決済事業者等との加盟店規約に基づく取引に関連して決済事業者等又は決済事業者等の会員に損害を与えた場合には、当社及び決済事業者等が被った一切の損害を賠償するものとします。

第6編 Sma-pa Messaging 機能

第120条（本編の適用）

当社は、Sma-pa Messaging 機能を、第1編に定めるもののほか、本編に定めるところにより、Sma-pa Messaging 機能に係る本利用契約を締結した利用者に提供します。なお、本編の規定が第1編の規定に抵触する場合、Sma-pa Messaging 機能において当該抵触する規定については、本編の規定が第1編の規定に優先して適用されるものとします。

第121条（Sma-pa Messaging 機能の内容）

Sma-pa Messaging 機能とは、Sma-pa アプリを通じて利用者が各患者等に対しメッセージを送信できるサービスとします。

第122条（Sma-pa Messaging 機能に係る第三者サービスの利用）

利用者は、Sma-pa Messaging 機能の提供のために当社がプッシュ通知に必要な Apple Inc.及び Google LLC の提供するサービスを利用すること及び当該利用には第9条第2項が適用されることあらかじめ同意するものとします。

第123条（準用）

第105条（不可欠な本機能）、第106条（利用者調達機器等に関する特則）及び第107条（情報発信）の規定は、Sma-pa Messaging 機能に準用します。

第7編 マイナタッチ連携機能

第124条（本編の適用）

当社は、マイナタッチ連携機能を、第1編に定めるもののほか、本編に定めるところにより、マイナタッチ連携機能に係る本利用契約を締結した利用者に提供します。なお、本編の規定が第1編の規定に抵触する場合、マイナタッチ連携機能において当該抵触する規定については、本編の規定が第1編の規定に優先して適用されるものとします。

第125条（マイナタッチ連携機能の内容）

マイナタッチ連携機能は、本ハードウェアと当社が販売する顔認証付きカードリーダー「マイナタッチ」（以下「マイナタッチ」といいます。）を連携することにより、患者等が設置場所においてマイナタッチを操作することにより、本サービスの一部として、受付処理及びオンライン資格確認を行うことができる機能です。マイナタッチ連携機能により患者等がマイナタッチに入力したデータは、本データとして取扱うものとします。

以上

附則

本約款は、2024年9月1日から実施します。